

兵庫県立あわじ特別支援学校
校則

目 次

1. 目的
2. 登下校
 - 1) スクールバス通学
 - 2) 自力通学
 - 3) 保護者等送迎
3. 校内での生活
 - 1) 基本的な生活
 - 2) 服装（登下校時、校内での学習活動）、身だしなみ等
 - 3) 頭髪・化粧・装飾品・アクセサリー等
4. 校外での生活
 - 1) 自覚と行動
 - 2) 禁止事項
5. 問題行動
 - 1) 問題行動の指導に関する基準
 - ① 問題行動の種類
 - ② 指導基準の適用
6. 携帯電話（スマートフォンも含む）
 - 1) 所持
 - 2) 共通のルール
 - 3) 校外実習時の携帯電話の所持について
 - 4) 課外活動時の携帯電話の所持について
7. アルバイトについて
 - 1) アルバイトの申請
8. 自動車・単車の運転免許
 - 1) 二輪車（原付・自動二輪）
 - 2) 自動車

1 目的

学校生活（校内外）を通して、ひとりの人間として自立や社会参加に必要な能力を身に付けさせるために必要なきまりを定めることを目的とする。

2 登下校

1) スクールバス通学

- ① バスの中では静かに過ごす。
- ② バスの中では、介助員の指示に従う。（飲食、物の貸し借り等は行わない。）
- ③ 周りの生徒や介助員とトラブルを起こさない。
- ④ 雑誌・音楽プレーヤー等の情緒の安定のための使用については、学年で協議した上で判断する。

2) 自力通学

- ① 徒歩・自転車ともに学校に申請し、許可を受ける。
- ② 本校の生徒であることを自覚し、他人の迷惑にならない行動をする。
- ③ 交通ルールを守り、事故の無いように気を付ける。
- ④ 通学路を守り、寄り道をしない。
- ⑤ 自転車乗車時はヘルメットを着用する。
- ⑥ 本校の鑑札を必ず自転車に貼り付ける。
- ⑦ 校門から自転車置き場までは自転車を降り押して歩く。
- ⑧ 自転車通学は必ず自転車賠償責任保険に加入する。

3) 保護者等送迎

- ① スクールバスの進路を妨げないように注意する。
- ② 校外での受け渡しについては、交通の妨げにならないよう安全に注意する。

3 校内での生活

1) 基本的な生活

- ① 自分から進んで大きな声で元気よくあいさつをする。
- ② 相手の気持ちを考え、相手の傷つく言動は絶対にしない。
- ③ 丁寧な言葉遣いを心がける。
- ④ 学校生活に必要な物を持ってこない。
（情緒の安定のための使用については、学年で協議した上で判断する。）
- ⑤ 物の貸し借りはトラブルのもとになるので絶対にしない。
- ⑥ 学校の施設・設備・備品等は大切に使う。
- ⑦ 登校後は許可なく学校の外に出ない。
- ⑧ 廊下・階段は走らない。
- ⑨ 必要のない教室には出入りしない。
- ⑩ 男女の友人関係については、高校生として望ましい交際、明るく節度ある友人関係、周囲に誤解や不快感を与えない行動を心がける。

2) 服装（登下校時、校内での学習活動）、身だしなみ等

- ① 登下校は、身だしなみに気を付けた服装を意識する。
- ② 学校指定の体操服を着用することを基本とする。
- ③ 場所に合った靴にきちんと履き替え、かかとを踏まずに正しく靴を履くこと。

3) 頭髪、化粧、装飾品等

- ① 高校生らしい清潔な髪形と姿を心がける。
- ② パーマ・染色・脱色などの加工は禁止する。(指導過程での染戻しは除く)
- ③ 化粧やマニキュアおよび指輪・ピアス・ネックレス等の装飾品はすべて禁止する。
- ④ ワックス等の整髪料は使用しない。
- ⑤ 眉毛を細く剃ったり、ひげを伸ばしたりしない。

4 校外での生活

1) 自覚と行動

- ① 本校高等部の生徒であることを常に意識し、他人へ迷惑をかけない行動をする。
- ② 安全に留意し、暗くなるまでに帰宅する。
- ③ 外出時は、「だれと、どこに、なにをしに」行くのか。「いつ帰る」のかを保護者必ず伝え、承諾を得てから外出する。
- ④ 事故が発生した場合、速やかに学校へ連絡する。

2) 禁止事項

- ① 保護者の知らない状態での外出は禁止する。
(校外で見つけた場合は声をかけ、後日保護者承諾済かを確認する)
- ② 保護者同伴でない外泊は禁止する。
- ③ 物品や現金の貸し借り、おごったりおごられたりしない。
- ④ 危険な遊びはしない。
- ⑤ ナイフなど、危険なものを持ち歩かない。
- ⑥ 風紀上好ましくない場所へ立ち入らない。
- ⑦ 法律で禁止されている行為は絶対にしない。

5 問題行動

1) 問題行動の指導に関する基準

① 問題行動の種類

I：法律で禁止されている行為

飲酒、喫煙、万引き、窃盗、恐喝、薬物乱用、暴力、いじめ、性的不良行為、
無免許運転、建造物侵入 など

II：その他の問題行動

不要物所持、授業妨害、怠学行為、家出（無断外泊）、いじめ、性的不良行為
器物破損、指導不服従、暴言、携帯電話不正使用、自転車通学の違反、無断ア
ルバイト、無断免許取得 など

② 指導基準の適用

問題行動の指導については、担任と学年生活指導部が連携し、問題行動に応じた指導を行う。

指導の種類（生活指導委員会で決定する）

謹慎（家庭、登校）、校長訓戒、教頭訓戒、生活指導部長訓戒、
学年指導、担任指導

6 携帯電話（スマートフォンも含む）

1) 所持

- ① 自力通学者で携帯電話の持ち込みを申請し許可を受けた生徒が学校に携帯電話を持ち込むことができる。「携帯電話使用許可願」は保護者からの申し出により、所持が望ましいと担任・学年が判断した場合に限り担任が配布・回収し、生活指導部へ提出する。
- ② 携帯電話は各自で保管し、紛失・盗難・破損等は本人・保護者の責任とする。

2) 共通ルール

- ① 校内では電源を切ってカバンの中に保管し、一切使用しない。
- ② 登下校時の使用は緊急時のみとする。
- ③ 無断所持が発覚した場合は、その場で預かり、担任等で指導の後、原則その日の下校時に返却する。必ず保護者連絡をする。
- ④ 生徒同士であらゆる個人情報の交換をしない。

・自分が知っている友達等の情報を、勝手に他の友達等に教えない。

・友達や後輩等の情報を他人に頼み、他の友達の個人情報を聞き出さない。

3) 校外実習時

校外で実施される教育活動（進路関係の実習）において、生徒の安全確保および緊急連絡のために必要に応じて携帯電話の所持を認める。ただし、実習先まで自力で通う生徒と保護者へ迎えの連絡を必要とする生徒のみとし、必ず担任が把握していることとする。

4) 課外活動時

学校外での課外活動において、生徒の安全確保および緊急連絡のために必要に応じて携帯電話の所持を認める。ただし、会場まで自力で通う生徒と保護者へ迎えの連絡を必要とする生徒のみとする。必ず引率教員の指導のもと使用する。

7 アルバイト

1) アルバイトの申請

高等部生徒のアルバイトは原則として禁止する。但し、例外として以下の条件を満たし、学年会および当該委員会（管理職・学年主任・担任・生活指導部長・当該学年指導部、進路指導部長）による会議で妥当と判断されたとき、校長が許可する。

《条件》

- ① 経済的理由等で、本人の家計補助が望まれる場合
- ② 保護者から強い希望があり、企業（事業所や就労予定先）からの意向がある。
- ③ 学業に支障をきたさない。（欠席、遅刻、授業中の居眠りなど）
（休日や普段の生活に支障がない時間帯等で考える・・・土日、祝日、長期休業）
- ④ 過重と思われる仕事、危険を伴う仕事、公序良俗に反する仕事、夜遅くまでの仕事、酒席中心とした飲食業でない。
- ⑤ アルバイトは保護者の責任のもとに行う。（金銭の管理も含む）
- ⑥ 申請前後に本人・保護者と学年との面談を行う。

《手続き》

- ① 保護者より担任へアルバイト許可を申請する。
- ② 本人・保護者と学年の面談による聞き取りと意思確認。（条件の確認等も含む）
- ③ 担任より、アルバイト先の意向確認等を行い、学年会→当該委員会で審議する。
- ④ 審議の結果を校長に報告し、校長が許可の判断をする。
- ⑤ 保護者、本人へ許可にあたっての諸注意を行う。

《取り消し》

上記条件を満たさない状況や弊害が生じたときは指導し、改善が認められないときは許可

を取り消すこととする。

8 自動車・単車の運転免許

- 1) 二輪車（原付・自動二輪）
二輪免許の取得は禁止。

- 2) 自動車

卒業後の就労先が内定している生徒で、就労先から自動車免許取得の要請がある場合、生活指導部へ教習所入所許可を申請することができる。生活指導部、進路指導部、学年で協議のうえ、管理職の決裁を受けて許可をする。

（注意事項）

- ① 入所日は、11月1日以降とする。（兵庫県取り決めによる）
- ② 免許取得（運転免許試験場）は卒業式翌日以降とする。
（在学中に免許取得をしない。運転しない。）
- ③ 学業に影響が出ないように留意する。